

令和6年度 第2回池田町義務教育のあり方検討委員会 会議次第

◇日時：令和6年11月28日（木）午後6時～午後7時30分

◇場所：池田町役場 二階 大会議室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 委員の委嘱

5 学校の取り組みの実際

池田小学校 会染小学校 高瀬中学校

質問

6 協議事項

(1) 池田町の小中学校のよさと今後の課題（少子化による課題を含む）について

【グループ協議】（実際は出席委員の人数によりABDEの4グループで行った）

| グループ名 | 氏名 | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|
| A | 片瀬 善昭 | 皆川 瑞穂 | 佐藤 豊 | 梅牧 力 |
| B | 中嶋 一光 | 矢口 正紘 | 丸山 史子 | 葎本 直樹 |
| C | 平林 利香子 | 下里 純平 | 宮本 和紀 | 下川 威 |
| D | 徳嵩 洋行 | 山本 一喜 | 櫻井 康人 | 原 毅 |
| E | 丸山 尚子 | 藤井 周二 | 村瀬 公胤 | 工藤 美恵 |

情報共有

(2) 保護者・児童生徒・職員アンケート案について

(3) 調査研究部会設置について

部会員

| | | | | |
|-----|-------|-------|-------|------|
| 部会長 | 宮本 和紀 | | | |
| 氏名 | 宮本 和紀 | 藤井 周二 | 丸山 尚子 | 佐藤 豊 |
| | 徳嵩 洋行 | 下川 威 | 工藤 美恵 | |

7 その他

第3回 令和7年1月27日（月） 午後6時から予定

8 閉会

池田町義務教育のあり方検討委員会 委員名簿

| 所 属 等 | 地区名 | 氏 名 | 備 考 |
|------------------|-----|-----------|----------------------------|
| 池田園小運営協議会 代表 | 二丁目 | 梅 牧 力 | |
| 会染園小運営協議会 代表 | 滝 沢 | 櫻 井 康 人 | |
| 高瀬中運営協議会代表 | 四丁目 | 宮 本 和 紀 | |
| 池田小学校PTA代表 | 一丁目 | 皆 川 瑞 穂 | R6. 11. 28～ |
| 会染小学校PTA代表 | 内 鎌 | 山 本 一 喜 | |
| 高瀬中学校PTA代表 | 和 合 | 藤 井 周 二 | |
| 池田保育園保護者代表 | 五丁目 | 矢 口 正 紘 | |
| 会染保育園保護者代表 | 渋田見 | 下 里 純 平 | |
| 自治会協議会会長 | 吾妻町 | 徳 嵩 洋 行 | |
| 自治会協議会副会長 | 滝 沢 | 片 瀬 善 昭 | |
| 池田小学校長 | | 工 藤 美 恵 | |
| 会染小学校長 | | 葭 本 直 樹 | |
| 高瀬中学校長 | | 原 毅 | |
| 識見を有する者 | 東京都 | 村 瀬 公 胤 | (一社) 麻布教育ラボ代表 教育コンサルタント |
| 同上 | | 下 川 威 | 中信教育事務所 特別支援教育推進員 |
| 同上 | 一丁目 | 丸 山 史 子 | 小学校校長経験者 |
| 公募による者 | 和 合 | 佐 藤 豊 | |
| 同上 | 内 鎌 | 平 林 利 香 子 | |
| 同上 | 中之郷 | 丸 山 尚 子 | |
| 池田町社会福祉協議会 会長 | 半在家 | 中 嶋 一 光 | |

任 期 令和6年9月25日 ～ 令和8年9月24日

第1回 保護者・教職員・児童生徒アンケートについて

1 対象 小中学校保護者 教職員 児童・生徒

2 時期 12月

3 方法

保護者・教職員はスマホ (Home & School) 児童・生徒はタブレット

4 アンケート案 (保護者用)

池田町では、今後子どもの人数が急激に減っていくことが予想されています。(出生数一覧参照) 町教育委員会では、これからの小中学校のあり方について考えるため、「池田町義務教育のあり方検討委員会」を設置して検討を始めています。つきましては、よりよい学校を作っていくことを目指し、検討委員会での参考にするため、アンケートを実施させていただきます。

ご多用の折かと存じますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(1) 学校：会染小学校 池田小学校 高瀬中学校

子どもの学年

(2) 1学級の児童・生徒数はどのくらいが適当だとお考えですか。(長野県では、小中学校の全学年で35人以下と定めています)

①30人前後・それ以上(28人から35人)

②25人前後(23人から27人)

③20人前後(18人から22人)

④15人前後(13人から17人)

⑤10人前後・それ以下(12人以下)

⑥その他(ご記入下さい)

(3) 前設問の回答について、そう思われる一番大きな理由をお答えください。

①それぞれの児童・生徒に応じた指導・支援を受けることができる

②学力を伸ばすことができる

③社会性を育むことができる

④多くの児童・生徒と触れ合うことができる

⑤その他(ご記入下さい)

(4) 現在の学校で取り組んでいることで、今後も続けていってほしいことはどんなことですか。(学校の方針、授業、行事等どこからでも)

(5) こんな学校にしてほしいと思うことがあれば自由にお書きください。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（抄）

発令　　：昭和33年5月1日法律第116号

最終改正：令和3年6月11日号外法律第63号

改正内容：令和3年6月11日号外法律第63号[令和5年4月1日]

（学級編制の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

| 学校の種類 | 学 級 編 制 の 区 分 | 一学級の児童又は生徒の数 |
|----------------------------------|---|---------------------------|
| 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。） | 同学年の児童で編制する学級 | 三十五人 |
| | 二の学年の児童で編制する学級 | 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人） |
| | 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。） | 八人 |
| 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学 | 同学年の生徒で編制する学級 | 四十人 |
| | 二の学年の生徒で編制する学級 | 八人 |
| | 特別支援学級 | 八人 |

| | |
|------------------------------|--|
| 校の前期課程を 含む。同項におい て同じ。) | |
|------------------------------|--|

- 3 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）について

心の支援課

【学びの多様化学校とは】

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができるとする特例措置によって文部科学大臣から指定された学校

- ・令和5年8月に「不登校特例校」から「学びの多様化学校」に改称

【学びの多様化学校の現状】

- 新たに学校を設置する「学校設置型」と既存の学校に設置する「分教室型」がある。
- 夜間中学校に学びの多様化学校を併設している学校は2校
 - ・三豊市高瀬中学校（香川県）：1学級2名
 - ・京都市洛友中学校（京都府）：各学年1学級（3学級）15名
- 9市2区の教育委員会が公立の学びの多様化学校を設置

【学びの多様化学校の効果】（「不登校特例校の設置に向けて（手引き）」より）

- ・年間の総授業時間数を減らすことが可能であり、開始時間や1日の授業時間を柔軟に設定できる。（通常1015時間→750～770時間程度）
- ・個別、小集団での活動より、基礎学力の定着や社会性の育成が図られるようになる。

【学びの多様化学校設置に向けた課題】（当課による県外視察等の結果より）

- ・対面での学習活動が基本となり、児童生徒は学校への登校が求められる。
- ・すべての教科の教員を確保しなければならない上に、個別支援等のための教職員の配置も必要となるため、県・市町村ともに人材確保とそのための予算措置が課題となる。

既設学びの多様化学校一覧（R5年4月時点）

